

# 被害者等が利用できる制度

警察

## ①被害者連絡制度

申出により、警察官から、犯人の捜査・逮捕状況、氏名・年齢、処分状況等について、連絡を受けることができます。

検察

## ②被害者等通知制度

申出により、検察官から、事件の処分結果（起訴・不起訴）、公判期日・結果、犯人の刑務所での処遇状況、出所時期等について、連絡を受けることができます。

## ③検察審査会への申立

不起訴処分に不服なときは、検察審査会へ審査の申立をすることができます。

裁判

## ④被害者参加制度

殺人、性犯罪、交通事犯等の被害の場合は、申出により、検察官を通し、裁判所の許可を得た上で、法廷内で検察官側の席に座り、一定の範囲内で被告人や証人に直接質問をしたり、事実関係や法律の適用について意見を述べるすることができます。また、検察官の訴訟活動について、意見を述べたり、説明を受けることができます。

一定の要件を満たした場合には、被害者参加人が弁護士費用の助成や裁判に出席する際の交通費等の支給を受けることができます。

## ⑤心情等の意見陳述制度

被害について今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるすることができます。

## ⑥被害賠償命令制度

刑事裁判で被害者（遺族）の申立により、被告人が有罪となったあと、引き続き損害賠償請求についての審理を行い、被告人にその賠償を請求することができます。

※事件の内容により、利用できる制度は異なりますので、詳しくはそれぞれの機関にお問い合わせください。

- ①：事件取扱いの警察署 ③：検察審査会
- ②④～⑥：事件取扱いの検察庁

## 〔刑事裁判終了後の意見・心情等の聴取・伝達制度〕

申出により、仮釈放への意見や被害に関する心情等を述べたり、加害者に伝えたりすることができます。

詳しくはそれぞれの機関にお問い合わせください。

- 加害者が仮釈放審理中：地方更生保護委員会
- 加害者が受刑中：刑務所・少年院・少年鑑別所等
- 加害者が保護観察中：保護観察所

(2025年9月現在)

## 犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口



公益社団法人

## 被害者支援都民センター

Victim Support Center of Tokyo



# 03-3222-9050

(多摩地域 042-506-1042)

FAX 03-3222-9053 \*相談者の秘密は守られます



メール相談

電話受付時間 ※祝日・年末年始を除く

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |            |
|---|---|---|---|---|------------|
| ● |   |   | ● | ● | 9:30~17:30 |
|   | ● | ● |   |   | 9:30~19:00 |

## 当センターをサポートしていただける方を募集しています

✿ 賛助会員（年会費は1口1万円からです。）

✿ ご寄附（寄附金額は問いません。）

※いずれも、税制上の優遇措置があります。

✿ ホンデリングによる寄附、寄附金付き自動販売機の設置

～皆様からの温かいご支援をお待ちしています～

事務局 TEL 03-3222-9052

〒102-0075 東京都千代田区三番町1-5  
石油健保ビル2F



# 被害にあわれたときに



東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 東京都総合相談窓口

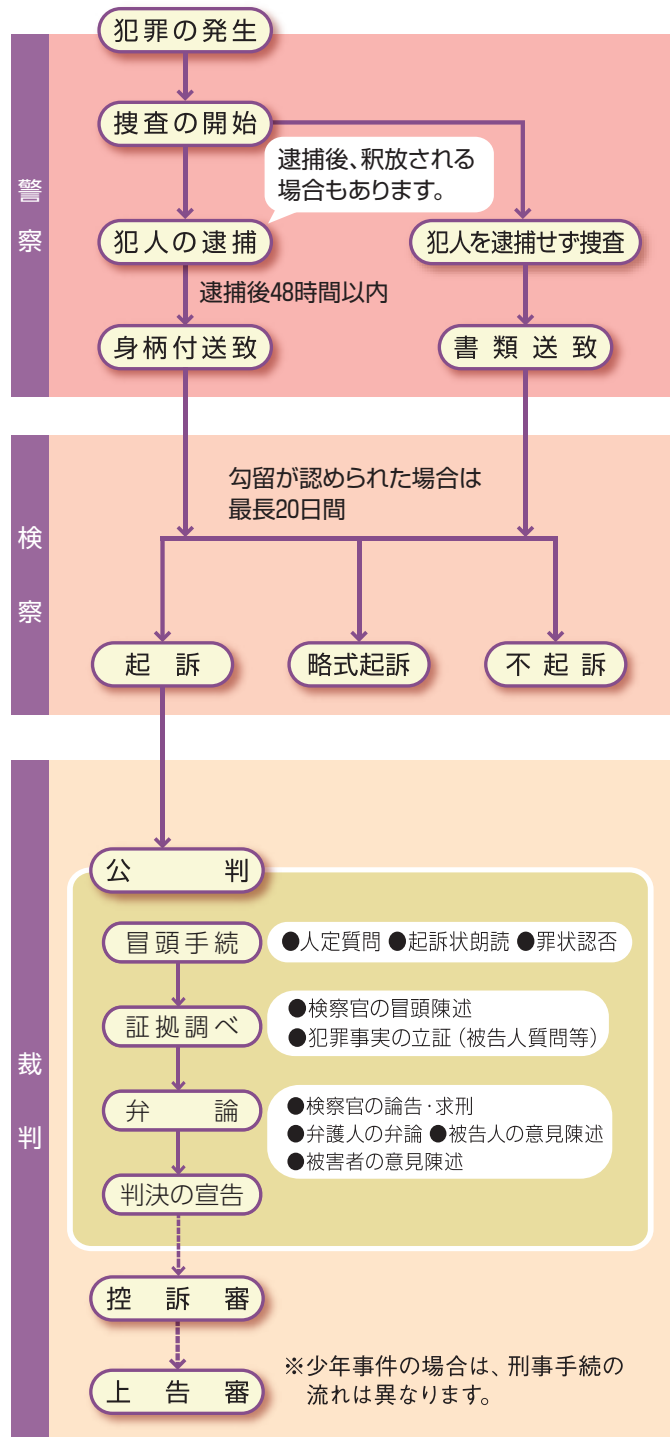


## 被害者支援都民センター

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 刑事手続の流れ



# 被害者支援都民センターの支援

犯罪の被害にあつたと、捜査への協力をはじめ、さまざまな問題に対応しなければなりません。被害者支援都民センターでは、専門の知識を有する相談員が、電話や面談での相談、情報の提供、各機関への付添いなどを、ご相談の状況に応じて行っています。

※面接や付添い等は、主として、犯罪によって身体に傷を負われた方や性被害にあわれた方とご家族等、犯罪によりご家族を亡くされたご遺族が対象となります。

## 電話・面接相談

相談員による相談及び公認心理師によるカウンセリングをご相談の状況に応じて行っています。



## 裁判所への付添い

刑事裁判のために裁判所へ行くときに、付き添うこともできます。



## 検察庁への付添い

検察庁で事情聴取を受けるときや打合せへ行くとき、付き添うこともできます。(相談員の同席が認められない場合もあります。)

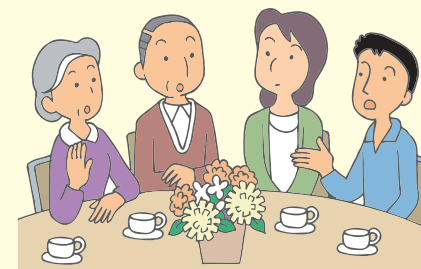


## 情報の提供

刑事手続や各種支援制度についての情報提供を行います。

## 自助グループへの支援

月1回、ご遺族の自助グループを開催しています。



## 警察署への付添い

事情聴取などで警察署へ行くときに、付き添うこともできます。

## 自宅訪問

被害後、外出することが難しい方には相談員が、自宅に訪問することもあります。